明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○史跡に指定する件（文部科学一六八）　一
○名勝に指定する件（同一六九）　三
○天然記念物に指定する件（同一七〇）　三
○特別史跡に地域を追加して指定する件（同一七一）　六
○史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件（同一七二）　九
○史跡に地域を追加して指定する件（同一七三）　一四
○史跡及び名勝に地域を追加して指定する件（同一七四）　一六
○名勝に地域を追加して指定し、名称を改める件（同一七五）　一九
○名勝に地域を追加して指定する件（同一七六）　一九
○天然記念物に地域を追加して指定する件（同一七七）　二〇
○記念物を登録記念物に登録する件（同一七八）　二〇
○文化的景観を重要文化的景観として選定する件（同一七九）　二〇
〔公　告〕
裁判所
諸事項
除権決定、破産、免責、再生関係　二〇
特殊法人等
税理士登録者、弁理士登録、厚生年金基金解散・清算人就任関係　三六
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三九
会社その他
会社決算公告　四一

告示

○文部科学省告示第百六十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年十月七日

文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	地域
旧新町紡績所	群馬県高崎市新町字戸崎	二三三〇番二四のうち実測一〇五八九・〇二平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を群馬県教育委員会及び高崎市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
耳取遺跡	新潟県見附市熱田町字岩沢	八二一番、八二二番、八二三番、八二四番、八二五番、八二六番、八二七番、八二八番、八二九番、八三〇番、八三一番、八三二番、八三三番、八三四番、八三五番、八三六番、八三七番、八三八番、八三九番、八四〇番、八四一番、八四二番、八四三番、八四四番、八四五番、八四六番、八四七番、八四八番、八四九番、八五〇番、八五一番、八五二番、八五三番、八五四番、八五五番、八五六番、八五七番、八五八番、八五九番、八六〇番、八六一番、八六二番、八六三番、八六四番、八六五番、八六六番、八六七番、八六八番、八六九番、八七〇番、八七一番、八七二番、八七三番、八七四番、八七五番、八七六番、八七七番、八七八番、八七九番、八八〇番のうち実測二五三・〇〇平方メートル 同　名木野町字岩沢　五三八四番のうち実測五三・六八平方メートル 右の地域に介在する道路敷、新潟県見附市熱田町字岩沢八四〇番二と同八四一番一と同五三番に挟まれ同八四二番一と同八四三番一と同八四四番一と同八四五番一と同八四六番一と同八四七番一と同八四八番一と同八四九番一と同八五〇番一と同八五一番一と同八五二番一と同八五三番一と同八五四番一と同八五五番一と同八五六番一と同八五七番一と同八五八番一と同八五九番一と同八六〇番一と同八六一番一と同八六二番一と同八六三番一と同八六四番一と同八六五番一と同八六六番一と同八六七番一と同八六八番一と同八六九番一と同八七〇番一と同八七一番一と同八七二番一と同八七三番一と同八七四番一と同八七五番一と同八七六番一と同八七七番一と同八七八番一と同八七九番一と同八八〇番一と同八八一番一と同二五三番四に挟まれた同八二一番一と同八二二番一と同八二三番一と同八二四番一と同八二五番一と同八二六番一と同八二七番一と同八二八番一と同八二九番一と同八三〇番一と同八三一番一と同八三二番一と同八三三番一と同八三四番一と同八三五番一と同八三六番一と同八三七番一と同八三八番一と同八三九番一と同八四〇番一と同八四一番一と